

企画公募公告

独立行政法人国立青少年教育振興機構国立妙高青少年自然の家において、下記のことについて、公募を実施します。

記

1. 公募に付する事項

- (1) 契約件名国立妙高青少年自然の家清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務一式
- (2) 契約内容等公募要領による。
- (3) 契約期間令和8年7月1日～令和9年6月30日

(ただし、契約期間満了の日の3か月前までに発注者又は受注者から契約期間を更新しない旨の書面による意思表示がない場合には、本契約は従来と同一の条件で1年間契約期間を更新するものとする。なお、更新期間は当初契約期間の始期から起算して最長5年間とする。)

2. 競争参加資格

- (1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則第3条及び第4条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。
 - ① 被保佐人、被補助人及び未成年者が必要な同意を得ている場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - ② 以下の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後2年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様。）
 - (ア) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (イ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (ウ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (エ) 契約の履行に当たり故意又は重大な過失により、工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (オ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (カ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (2) 当機構から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 法令等の定めにより許認可を受けて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可を受けていることを証明した者であること。
- (4) 公募等に公募又は公示された事項に基づき、公募要領において示した提出書類を提出した者であること。
- (5) 当機構が公募要領等で指定する内容等を満たす者であること。

3. 仕様書の交付方法

本公告の日から独立行政法人国立青少年教育振興機構国立妙高青少年自然の家管理係にて交付する。

4. 企画提案書の提出方法等

- (1) 提出方法：持参又は郵便（配達記録の残るものに限る。）することとする。
- (2) 提出期限：令和8年6月5日（金）16時必着
- (3) 提出先：国立妙高青少年自然の家管理係

5. 説明会の開催

- (1) 開催日時：令和8年5月25日（月）14時00分
- (2) 開催場所：国立妙高青少年自然の家サービス棟1階学習室3

6. 選定方法等

別に定めた審査基準及び公募要領等に基づき、選定委員会において行う。

7. 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

名称 独立行政法人国立青少年教育振興機構国立妙高青少年自然の家管理係
所在地 住所 〒949-2235 新潟県妙高市大字関山6323-2
電話番号 0255-82-4321

8. その他

本件に関するその他必要事項については、公募要領によるものとする。

令和8年5月18日

独立行政法人国立青少年教育振興機構

国立妙高青少年自然の家

所長 水澤



清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務 一式に関する公募要領

件 名：独立行政法人国立青少年教育振興機構国立妙高青少年自然の家清涼飲料水等（自動販売機）
の提供委託業務 一式
缶・ペットボトル機 3台（契約業者数 2業者）

1. 設置要領

受託者は、公募をする独立行政法人国立青少年教育振興機構国立妙高青少年自然の家の施設内に自動販売機を設置し、清涼飲料水等の提供及び管理を行うものとする。

2. 利用者月別数及び自動販売機の設置場所

別紙仕様書のとおり

3. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則第3条及び第4条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

① 被保佐人、被補助人及び未成年者で必要な同意を得ている場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

② 以下の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後2年を経過していない者
(これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様。)

(ア) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

(イ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(ウ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(エ) 契約の履行に当たり故意又は重大な過失により、工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(オ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(カ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

(2) 当機構から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(3) 法令等の定めにより許認可を受けて営業を行う必要がある場合にあつては、その許認可を受けていることを証明した者であること。

(4) 公募等に公募又は公示された事項に基づき、本公募要領4. (1)において示した提出書類を提出した者であること。

(5) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

(6) 前記(5)に該当する者の依頼を受けて応募しようとする者ではないこと。

(7) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (11) 暴力団又は暴力団員及び(7)から(10)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

4. 企画提案書に関する事項

(1) 提出書類

- ① 企画提案書(様式任意)
- ② 企画提案による資料(カタログ等)

(2) 企画提案書に盛り込むべき内容

- ① 別紙1-1「清涼飲料水等(自動販売機)の提供委託業務の業者選定評価表」及び仕様書(「7. 設置条件」及び「8. 経費等の負担」)に基づき提案を行うこと。
- ② 「自動販売機設置の流れ」のフロー図(設置方法と設置に伴う実施日程などが分かるよう、図面等などを用いて記述すること。
- ③ 清涼飲料水等の提供する内容が分かる資料を提示すること。
- ④ 自動販売機1台当たりの年間消費電力量を記述すること。
- ⑤ その他、本業務の実施に必要な事項、内容、方法等があれば記述すること。
- ⑥ 参考見積書(飲料水等の品名と価格の内訳を記述すること。)

(3) 企画提案書の提出場所並びに問い合わせ先

〒949-2235 新潟県妙高市大字関山6323-2

独立行政法人国立青少年教育振興機構国立妙高青少年自然の家管理係

TEL 0255-82-4324

FAX 0255-82-4325

E-mail myoko-ka@niye.go.jp

(4) 企画提案書の提出方法

- ① 用紙サイズをA4判、横書きとし、件名と企画提案者名を記述のうえ5部(本紙1部、写し4部)提出すること。
- ② 提出方法は、持参又は郵便(配達記録の残るものに限る。)することとする。
- ③ 企画提案書を提出する際には、件名、組織の代表者名、連絡担当者の所属、氏名、電話番号を表紙に明記すること。

(5) 企画提案書等の提出期限等

提出期限：令和8年6月5日(金)16時必着

提出先：上記(3)に示す場所。

(6) その他

企画提案書等の作成費用については、選定結果に拘わらず企画提案者の負担とする。また、提出された企画提案書等については返却しない。

5. 選定方法等

(1) 選定方法

業者選定委員会において、提出された企画提案書等にて書類選考を実施し、契約の相手方を決定する。

(2) 審査基準

別途定めた審査基準のとおり。

(3) 選定結果の通知

令和8年6月12日（金）（予定）にすべての企画提案者に選定結果を通知する。

6. 契約締結

選定の結果、契約予定者と順次契約交渉（企画提案書等を基に契約条件を調整）を行い、契約の条件が合致した場合に契約を締結する。

契約条件等が合致しない場合には、契約締結を行わない場合があり、順次総点検の次順位の業者と契約交渉を行う。

なお、最終的な契約締結業者数は、書類選考で合格した業者の中から、缶・ペットボトル機で2業者（1位2台、2位1台）で1業者とする。

また、契約金額については、企画提案書等の内容を勘案して、契約交渉の中で最終的に決定するので、企画提案書で提示する金額と必ずしも一致するものではないことに留意すること。

7. スケジュール

(1) 公募開始 : 令和8年5月18日（月）

(2) 提案書締切 : 令和8年6月5日（金）

(3) 業者決定 : 令和8年6月12日（金）予定

(4) 契約期間 : 令和8年7月1日から令和9年6月30日まで

8. その他

業務実施にあたっては、契約書及び企画提案書等を遵守すること。

別紙1-1 清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務の業者選定評価表

別紙1-2 評価要領

別冊1 仕様書

仕 様 書

1 件 名

国立妙高青少年自然の家清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務 一式

2 予定利用者数（年間）

6 4, 5 4 4 人（令和 7 年度利用実績）（月別数の内訳は別紙 1 のとおり）

3 自動販売機設置機種区分、設置台数及び設置場所図

別紙 2 のとおり

4 履行場所

所在地： 新潟県妙高市大字関山 6 3 2 3 - 2

施設名： 独立行政法人国立青少年教育振興機構 国立妙高青少年自然の家

5 契約期間

令和 8 年 7 月 1 日から令和 9 年 6 月 3 0 日までとする。

但し、契約期間満了の日の 3 ヶ月前までに発注者（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）が契約期間を更新しない旨の意思表示がない場合には、本契約は従来と同一の条件で 1 年間契約期間を更新するものとする。なお、更新期間は当初契約期間の始期から起算して最長 5 年間とする。

6 設置条件

(1) 設置期間

自動販売機の設置期間は、事業委託契約期間とする。

(2) 商品について

①清涼飲料水等の選定については、甲と乙協議のうえ決めるものとする。

②商品の補充は定期的に行い、欠品にならないように配慮するものとする。

(3) 使用済容器等の回収及びリサイクル

①自動販売機に併設して販売商品の容器（缶、びん、ペットボトル等）の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを設置すること。

②使用済容器等の回収は回収ボックスが溢れることないよう定期的に行い、再資源化に努めるものとする。

③使用済容器等のゴミの最終処理まで責任を持つものとする。

(3) 自動販売機の保守対応

①故障等の対応については、乙が行うものとする。

②自動販売機の正面の見えるところに故障等の場合の連絡先を表記するものとする。

③施設の利用者等は、主に青少年を対象としていることから、苦情等の問合せについては、適切、迅速かつ誠意ある対応を行い、トラブルの無いようにするものとする。

(4) 自動販売機について

- ①設置する自動販売機は、「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（平成12年法律第100号（グリーン購入法））」に定める基準を満たした機械を設置すること。
- ②設置する自動販売機は、設置場所の状況に応じ、JIS規格及び業界自主基準に準じた転倒防止措置を講じ、併せて耐震対策を施すこと。
- ③青少年施設に相応しいデザインや色合いとすること。

(5) 清涼飲料水等の料金

料金設定については、原則として通常販売価格を上限とする。

(6) 売上金の帰属

自動販売機による売上金は、乙に帰属するものとする。

(7) 手数料等

- ①清涼飲料水等の販売に当たり、販売手数料及び電気使用料を甲に納めるものとする
- ②自動販売機設置等に伴う不動産貸付料は無償とする。
- ③販売手数料については、売上に対する料率の提案をするものとする。
- ④電気使用料は、乙が自動販売機の年間消費電力量から1か月あたりの電気料金を算出し、四半期に一度、受注者に請求するものとする。

(8) 売上報告

乙は、自動販売機毎に清涼飲料水等の売上について、売上月の翌月の20日までに発注者に報告するものとする。

(9) その他

その他必要と思われるものについて、提案するものとする。

7 経費等の負担

(1) 受注者が負担する費用

- ① 自動販売機の設置、交換、撤去及びメンテナンスに係る費用
- ② 自動販売機の光熱水費
- ③ 使用済容器等の廃棄物処理費用
- ④ 本運營業務に係る人件費
- ⑤ その他本運營業務に関して必要な費用

(2) 発注者が負担する費用

- ① 自動販売機を設置する土地及び建物並びに附帯設備の維持管理費

8 その他

- ① 受注者は、契約の終了等により国立妙高青少年自然の家から撤退する場合は、原状回復するものとする。なお、契約期間中に受注者が新規設置した施設・設備等の所属、処分等の取扱いについては、甲・乙間で協議の上決定するものとする。
- ② この仕様書に定めのない事項、あるいは、その解釈について疑義が生じた事項については、その都度、発注者・受注者間で協議の上定めるものとする。

別紙 1

■ 国立妙高青少年自然の家 令和7年度月別利用者数

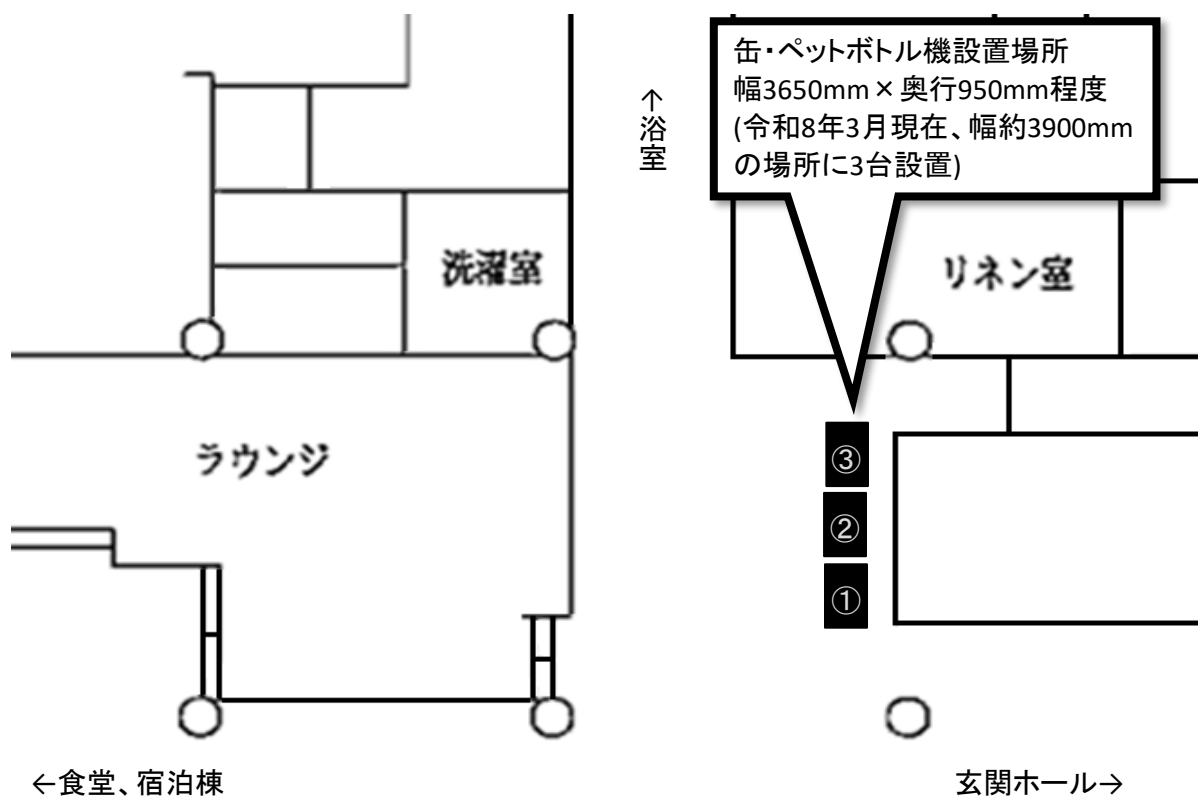
月	利用団体	利用者数
単位	団体	人
4	83	3,015
5	141	7,559
6	157	7,017
7	154	9,687
8	127	5,976
9	89	5,974
10	51	5,311
11	30	1,463
12	41	1,128
1	106	6,063
2	144	7,788
3	76	3,563
計	1,199	64,544

自動販売機設置機種区分

No.	機種区分	設置場所
①	缶・ペットボトル機	コスモス銀河棟1階リネン室前
②	缶・ペットボトル機	コスモス銀河棟1階リネン室前
③	缶・ペットボトル機	コスモス銀河棟1階リネン室前

自動販売機設置場所

国立妙高青少年自然の家 コスモス銀河棟 1階



評価要領

企画審査は、別紙1-1の評価シートに示す評価基準により、次のとおり評価するものとする。

<評価項目>

- 1 基準点は、評価項目の内容を満たしている場合に、基準点欄に記載している得点をそのまま付与する。なお、評価項目の内容を満たしていない項目が1ヶ所でもあった場合は、評価全体として不合格となり、契約予定者となることができない。
- 2 加点は、評価項目の内容を満たしたうえで、さらに特筆すべき提案がある場合に基準点に加えて得点を付与する。ただし、加点欄が「-」となっているものは基準点のみを付与する。また、基準点欄が「-」となっているものは、評価すべき項目があった場合にのみ加点を行う。
- 3 加点は以下により得点を付与する。
 - ① 提案に具体性があり、より良いサービスを期待できる場合
・・・加算（小）
 - ② ①以上に提案が斬新であり、かつ、利用者の満足度の向上が期待できる場合
・・・加点（中）
 - ③ ②以上に申し分のない提案であり、更なる利用者の満足度の向上が期待できる場合
・・・加点（大）

<全体評価>

- 4 契約予定者の決定は以下により行う。
 - (1) 評価項目ごとに基準点に加点を加えた得点をその評価項目の合計得点とする。
 - (2) 全ての評価項目の合計得点を合算し、提案者の中で最も高い点数を得たものを第1番目の契約予定者とする。

清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務 一式の業者選定評価表

企画提案者名：

委員名：

評価基準		評価点				
		基準点	加点 (大)	加点 (中)	加点 (小)	合計
(1)商品について	① 清涼飲料水等の選定については、発注者と協議のうえ決められるよう提案されているか。	3	5	3	1	8
	② 商品の補充は定期的に行い、欠品にならないように配慮されているか。	3	5	3	1	8
	③ 使用済容器等の回収は回収容器が溢れることないよう定期的に行い、再資源化に努めるようになっているか。	3	5	3	1	8
	④ 使用済容器等のゴミの最終処理まで責任を持ったものとなっているか。	3	5	3	1	8
(2)自動販売機の保守対応	① 故障等の対応については、自動販売機設置業者が行うようになっているか。	3	5	3	1	8
	② 自動販売機の正面の見えるところに故障等の場合の連絡先を表記されているか。	3	-	-	-	3
	③ 利用者等の苦情等の問合せについては、誠意ある対応を行い、トラブルの無いように対処しているか。	3	-	-	-	3
(3)自動販売機について	① グリーン購入法に定める基準を満たしているか。	3	-	-	-	3
	② JIS規格及び業界自主基準に準じた転倒防止措置を講じる提案となっているか。	3	-	-	-	3
	③ 周りの色合いに合わせたものとなっているか。	3	5	3	1	8
(4)清涼飲料水等の料金	① 料金設定については、通常販売価格を上限となっているか。	3	-	-	-	3
	② アルコール類の販売価格については、各地方施設の実情に応じた価格となっているか。	3	5	3	1	3
(5)手数料	① 販売手数料については、売上に対する料率の提案がされているか。	3	提案する手数料率 (%)			3
	提案する手数料率をそのまま加点する。(例：手数料率 20%であれば 20 点)					
(6)その他	① その他、施設に合わせた企画提案が出されているか。	3	5	3	1	8
(7)ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する事項 ※複数認定等に該当する場合は、最も配点が	① 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業) 認定段階 1 (労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと)	-	4			
	② 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業) 認定段階 2 (労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと)	-	6			
	③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業) 認定段階 3 (労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと)	-	8			
	④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業) プラチナえるぼし認定	-	10			

高い区分により加点を行うものとする。	⑤ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業) 行動計画策定済(女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が100人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ))	-	2	
	⑥ 次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナ認定企業) くるみん認定(平成29年3月31日までの基準)	-	4	
	⑦ 次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナ認定企業) トライくるみん認定	-	6	
	⑧ 次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナ認定企業) くるみん認定(平成29年4月1日~令和4年3月31日までの基準)	-	6	
	⑨ 次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナ認定企業) くるみん認定(令和4年4月1日以降の基準)	-	8	
	⑩ 次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナ認定企業) プラチナくるみん認定	-	10	
	⑪ 青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定 ユースエール認定	-	8	
	⑫ 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人相当する各認定等に準じて評価する。		2・4・6・ 8・10	
合 計	42	50 (※)	92 (※)	

(※) 提案する手数料率を加算した得点を評価点とする。